

発議第2号

山神ダム上流域産業廃棄物処分場問題に関する意見書

筑紫野市においては、筑紫野、太宰府及び小郡3市23万人の水道水源である「県営山神ダム」上流の平等寺地区に、住民の強い反対があったにもかかわらず昭和63年に安定型産業廃棄物処分場が設置され、以降、硫化水素ガスの発生や周辺水路の水質汚濁が見られるようになり、平成11年には、場内の硫化水素ガスにより作業員3人が死亡するといった痛ましい事故が発生した。

このような状況を受け、筑紫野市議会では、平成11年より産業廃棄物問題対策特別委員会を設置、以来、平成24年には山神ダム上流域産業廃棄物問題対策特別委員会と名称変更を行い、山神ダム上流域にある処分場に特化した活動をしてきた。平成28年5月には類似の事例から解決に向かっている福井県敦賀市、滋賀県栗東市にて行政視察を行うなど、この処分場問題の抜本的解決に向けた調査・研究に取り組んできた。また、問題解決のための法整備や改善命令等の履行を国・県に求める要請行動を幾度となく実施してきた。

この間、福岡県は事業主に対して、すべての業の許可を取り消す等の行政処分や運び込まれた受託廃棄物の搬出を行うように指導を行っているが、改善命令等の履行は遅々として進まず、周辺の関係住民の処分場に対する不信感や不安感は払拭されていない現状にある。

これまで事業主に対し、埋め立て許可容量を超えて埋め立てた廃棄物の撤去を命じる改善命令の完全履行を幾度にもわたり求め続けてきたが、いまだに履行されていない。また、当該処分場のストックヤード内に保管された受託廃棄物の撤去も繰り返し求めてきたが、遅々として進まず、廃棄物の腐食による流出の危険性も考えられる。

これらの問題は山神ダム上流域に住む住民のみならず、山神ダムを原水とし給水を受ける全ての住民に生活環境保全上の支障が発生する恐れがあることから、県には一層の監督・指導の強化を求めたい。

よって、県におかれては、周辺・関係住民の不安を払拭し、安全で安心して暮らせる環境の確立を目指す立場から、下記の事項について迅速かつ適切な措置が講じられるように強く要望する。

記

1. 県営山神ダム上流域産業廃棄物処分場に関して、事業主に対し、埋立許可容量を超えて埋め立てられた廃棄物の速やかな撤去、及び残存する受託廃棄物の早期完全撤去等適正な処理を講じるよう命じるとともに、その履行が早期になされるよう厳重な監視、指導を行うこと。
2. 産業廃棄物処分場施設周辺環境が、将来にわたり安全確保が出来るように抜本的対策を講じること。